

片品村子ども・子育て 支援事業計画

— 次世代育成支援対策推進計画 —



令和7年度～令和11年度

(令和6年度策定)

片 品 村

片品村子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）

（片品村次世代育成支援対策推進行動計画）

第1章 片品村子ども・子育て計画とは

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画策定の視点と目標

第3節 計画の策定体制

第4節 計画の期間

第2章 片品村の現状

第1節 片品村の概況

第2節 保育サービスの状況

第3節 学校教育の状況

第4節 今後予想される児童数及び保育必要量

第3章 計画の体系

「ふるさとを愛する子どもの育成 ～自分、家族、地域を大切に～」

第4章 行動計画

第1節 「子供」子どもが心も身体もすこやかに育つために

第2節 「家族」恵まれた自然の中でゆとりある子育てができるように

第3節 「地域社会」安心して子どもを産み育てられる村になるために

第4節 「子ども・子育て支援施策」について

第5章 計画の推進と見直し

第1章 片品村子ども・子育て支援事業計画とは

第1節 計画策定の趣旨

わが国は、令和5年の高齢者人口の割合が29.1%に達し、一方15歳未満の子どもの数は11.4%と最低を更新しました。また、合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの平均人数）も、令和5年には1.20となって、少子・高齢社会に移行しております。

少子・高齢社会は、人口構成のバランスをくずし、現在および将来の健全で活力ある社会を維持していく上で、さまざまな支障をもたらすとともに、健全な子どもの人格形成にも影響を及ぼすことが予想されています。

また、核家族化の進行、共働き家庭の増加などにより、家庭や地域の養育機能が変化している中で、子育てに伴う負担が増大するとともに、子育てと就労をはじめとする社会参加との両立が困難になっています。

片品村では令和5年の高齢者人口の割合が42.05%を示し、15歳未満の年少人口の割合は7.29%と最低数値の更新が続き、今後も依然減少傾向にあるため、将来の活力低下が懸念されています。また、子ども同士のふれあいや親同士の交流の機会の減少などにより、自主性や社会性が育ちにくいといった影響も懸念されています。

国では、このような少子化の流れを変えるため平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を制定し、地方自治体は、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本村では、子どもと子育て家庭を取り巻く環境のさまざまな変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として、平成27年度から平成31年度まで「第1期片品村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年度から令和6年度まで「第2期片品村子ども・子育て支援事業計画」として策定しました。上記計画の課題等を把握・整理し、令和7年度からの「第3期片品村子ども・子育て支援事業計画」へ反映していきます。

第2節 計画策定の視点と基本理念

国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月、子ども・子育て支援法を制定し、子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けています。

国は基本理念として下記3項目をあげています。

本村においても、この「基本理念」を十分に踏まえながら計画を策定します。

【基本理念】

1. 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
2. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
3. 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(子ども・子育て支援法第二条)

第3節 計画の策定体制

計画策定にあたり、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、保健福祉課、保育所、教育委員会、保護者、その他有識者をメンバーとした「子ども・子育て会議」を設置し子育てに関する意識や行政ニーズを把握し、横の連携を図り策定しました。

基礎資料として小学校6年生から0歳の子どもの保護者に対し、アンケート調査を実施しました。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度(2025年)を初年度、令和11年度(2029年)を目標年次とする5ヶ年計画とします。

第2章 片品村の現状

第1節 片品村の概況

1. 片品村の特性

片品村は群馬県の東北端に位置し、北は新潟・福島、東は栃木の各県に接しています。四季を通じて自然を満喫できる観光村です。高山植物と湿原で全国に名高い尾瀬をはじめ、武尊山、白根山、燧ヶ岳、至仏山などの2,000m級の山々に囲まれた山地で、村の北東部は日光国立公園に含まれます。

周囲の山々の四季を彩る山岳景観や、丸沼・菅沼の神秘的な湖を有する素晴らしい自然環境に加え、スキー場も5カ所あり、年間を通じて訪れる観光客は絶えません。

鎌倉時代は大友氏、室町時代は沼田氏の支配下にありましたが、天正年間(1573年～1595年)には真田氏に、天和年間(1681年～1683年)には代官支配の所領地となりました。そして文化9年(1812年)には旗本の領地となり、明治に至っています。江戸後期までであった14村のうち、東田代村が廃村となり、明治22年の市町村制施行により旧村名をすべて字名として片品村が誕生しました。昭和25年に鎌田が東小川から独立し、現在の大字となっています。

片品村のこの美しい自然は村の誇りであり、村を訪れる人にもさわやかな感動とやすらぎをもたらしています。村では「遙かなる花の谷 微笑みの住む郷に」を基本テーマに、村の自然と花々を守り育てています。

このような素晴らしい自然環境の中で、元気に生まれ育つ子どもたちのために、片品村の特徴を十分に生かした行動計画を策定いたします。



2. 片品村の少子化等の状況

(1) 年少人口(0～14歳)と高齢者人口(65歳以上)の割合の推移

年少人口(0～14歳)と高齢者人口(65歳以上)の推移をみると、年少人口は徐々に減少し、平成22年から令和2年の10年間に4.2%減少しています。一方、高齢者人口は12%の増加を示しています。また、近年の人口と年少人口の推移では、平成22年10月1日の国勢調査から令和2年10月1日までの10年間に911人の減少が認められ、年少人口も591人から427人へ331人の減少となっています。

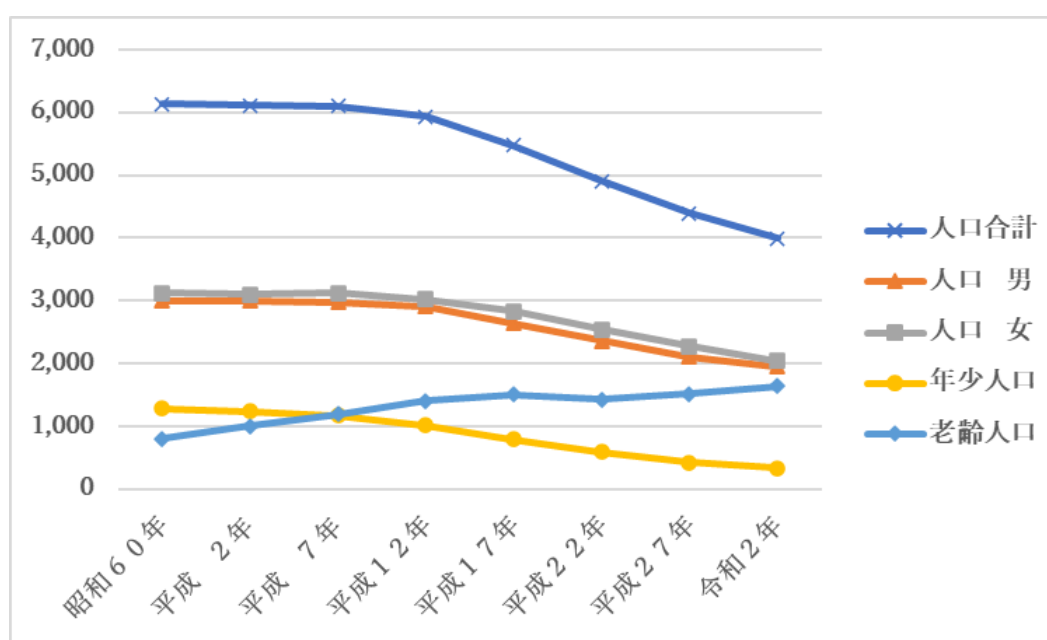
片品村の人口割合の推移

(単位：戸、人、%)

年次	世帯数	総人口			年少人口		高齢者人口	
		計	男	女	人口	年少人口の割合	人口	老年人口の割合
昭和60年	1,665	6,132	3,006	3,126	1,278	20.8	802	13.1
平成2年	1,695	6,109	3,005	3,104	1,237	20.2	1,002	16.4
平成7年	1,726	6,106	2,983	3,123	1,170	19.2	1,194	19.6
平成12年	1,751	5,929	2,910	3,019	1,014	17.1	1,405	23.7
平成17年	1,716	5,478	2,644	2,834	789	14.4	1,502	27.4
平成22年	1,677	4,904	2,366	2,538	591	12.1	1,431	29.2
平成27年	1,554	4,390	2,111	2,279	427	9.8	1,514	34.6
令和2年	1,574	3,993	1,949	2,044	331	8.3	1,639	41.2

資料：国勢調査調査「各年10月1日現在」

(人口割合推移)



(2) 片品村の人口・出生・死亡・婚姻・離婚等の状況

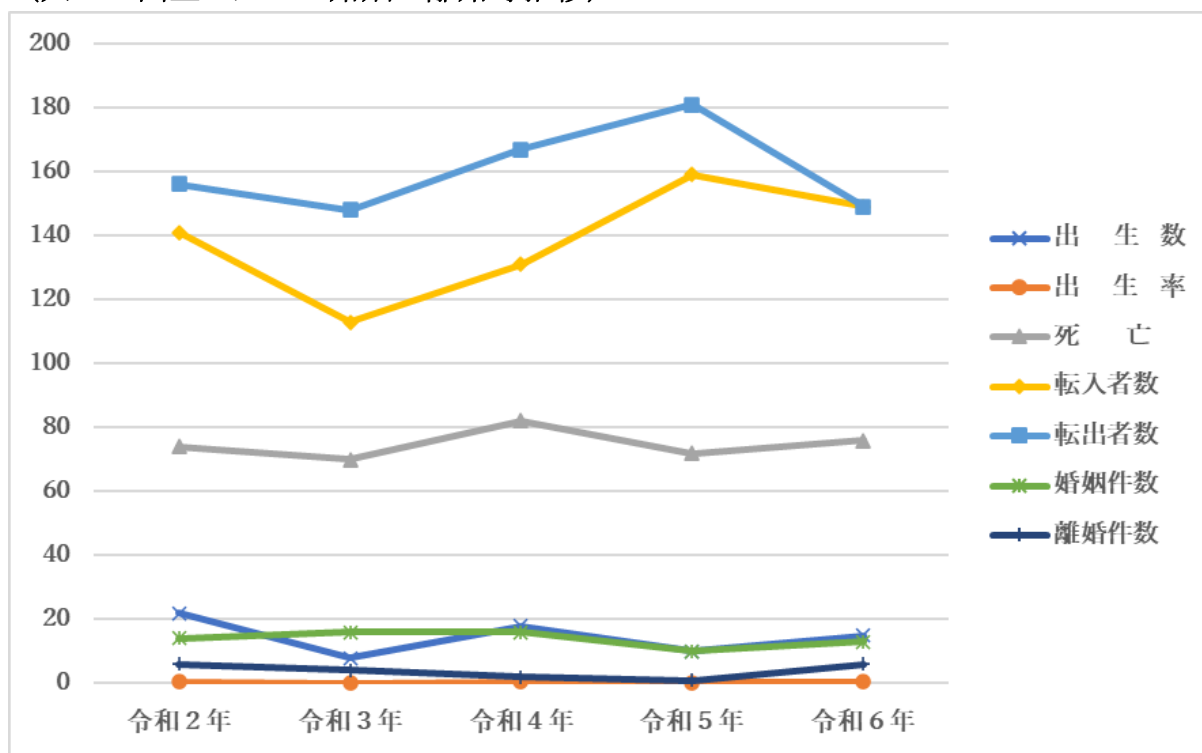
片品村の出生数は多少減っているが、年間20人前後で推移しています。

(単位：人、%、件)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人 口	4, 2 9 5	4, 1 9 4	4, 1 0 0	4, 0 1 2	3, 9 4 2
出 生 数	2 2	8	1 8	1 0	1 5
出 生 率	0. 5 1	0. 1 9	0. 4 4	0. 2 5	0. 3 8
死 亡	7 4	7 0	8 2	7 2	7 6
転入者数	1 4 1	1 1 3	1 3 1	1 5 9	1 4 9
転出者数	1 5 6	1 4 8	1 6 7	1 8 1	1 4 9
婚姻件数	1 4	1 6	1 6	1 0	1 3
離婚件数	6	4	2	1	6

資料：住民課・群馬県移動人口調査「各年10月1日現在」

(人口・出生・死亡・婚姻・離婚等推移)



(3) 家族類型別一般世帯の構成状況

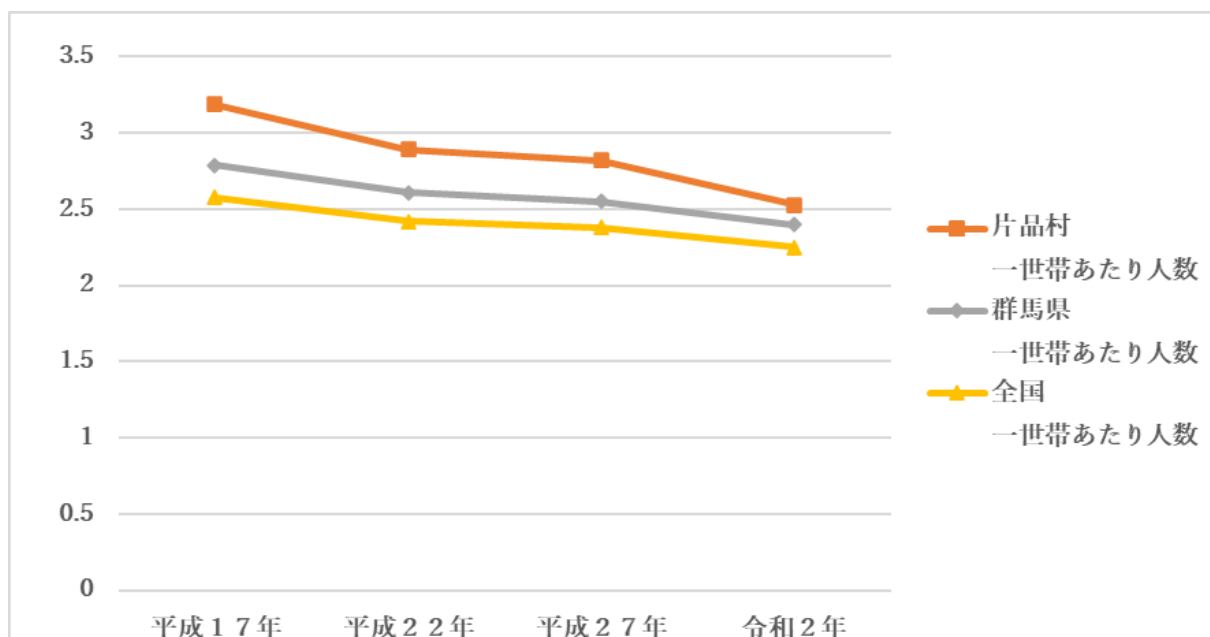
世帯数は平成17年から令和2年の間で142世帯の減少傾向となっています。一世帯あたりの人数は減少傾向を示していますが、片品村は、令和2年では2.53であり、国の一世帯あたりの人数は2.25、県の2.40と比較しても若干であるが高い状況となっています。

(単位：世帯、%、人)

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
総 数	1,716	1,676	1,554	1,574
片 品 村 一世帯あたり人数	3.19	2.89	2.82	2.53
群 馬 県 一世帯あたり人数	2.79	2.61	2.55	2.40
全 国 一世帯あたり人数	2.58	2.42	2.38	2.25

資料：国勢調査「各年10月1日現在」

(一世帯あたりの人数)



(4) 産業別就業者数の推移

産業別就業者数の推移をみますと、第2次産業が平成17年の619人(21.2%)から、令和2年には444人(19.2%)に減少しています。

一方、第1次産業の就業者人口は平成17年の599人(20.5%)から、15年後の令和2年には487人(21.1%)と、人数は減少していますが、比率は0.6%と増加となっています。

第3次産業も、1,695人(58.0%)から15年後には1,379人(59.6%)と人数では減少していますが、比率では1.6%増加しています。

片品村の産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

区 分	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
総 数	2,924		2,640		2,512		2,313	
第1次産業	599	20.5	521	19.7	526	21.0	487	21.1
農 業	542	18.5	462	17.5	478	19.0	452	19.5
林 業	51	1.7	53	2.0	44	1.8	31	1.4
漁 業	6	0.2	6	0.2	4	0.2	4	0.2
第2次産業	619	21.2	514	19.5	454	18.1	444	19.2
鉱 業	15	0.5	8	0.3	8	0.3	8	0.3
建設業	375	12.8	284	10.8	263	10.5	234	10.1
製造業	229	7.8	222	8.4	183	7.3	202	8.8
第3次産業	1,695	58.0	1,592	60.3	1,514	60.3	1,379	59.6
電気・ガス・熱供給・水道	5	0.2	4	0.2	2	0.1	2	0.1
運輸・通信業	134	4.6	207	7.8	183	7.3	140	6.0
卸売・小売業・飲食店	267	9.1	221	8.4	184	7.3	167	7.2
金融・保険業	21	0.7	15	0.6	17	0.7	8	0.3
不動産業	5	0.2	6	0.2	7	0.3	9	0.4
サービス業	1,161	39.7	1,049	39.7	1,022	40.7	970	42.0
公 務	102	3.5	90	3.4	99	3.9	83	3.6
分類不能	0.1	11	13	0.5	18	0.6	3	0.1

資料：国勢調査「各年10月1日現在」

第2節 保育サービスの状況

1. 片品村保育状況

村内保育所は2園閉所となり、片品保育所への統合が令和5年度に完了した。
令和6年10月1日現在の入所児童数は合わせて70人となっています。

(単位：人)

施設名	入所定員	初日在籍入所児童数							職員数					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	正規職員			非常勤職員		
									施設長	保育士	計	保育士	調理員等	公仕等
片品保育所	100	1	10	10	20	11	18	70	1	5	6	5	3	1
片品北保育所	令和4年度閉所													
片品南保育所	令和5年度閉所													
計	100	1	10	10	20	11	18	70	1	5	6	5	3	1

資料：保健福祉課「令和6年10月1日現在」

2. 令和6年度保育所情報

(単位：人)

区分		片品保育所	片品北保育所	片品南保育所
設置者		片品村		
定員		100名	令和4年度閉所	令和5年度閉所
施設	開設	昭和37年6月		
	敷地面積	2,213.00 m ²		
	建築面積	838.10 m ²		
入所数	乳児	1名		
	1・2歳児	20名		
	3歳児	20名		
	4歳児以上	29名		
保育時間		7:30 ~ 18:30		

資料：保健福祉課

3. 保育事業の現状と課題

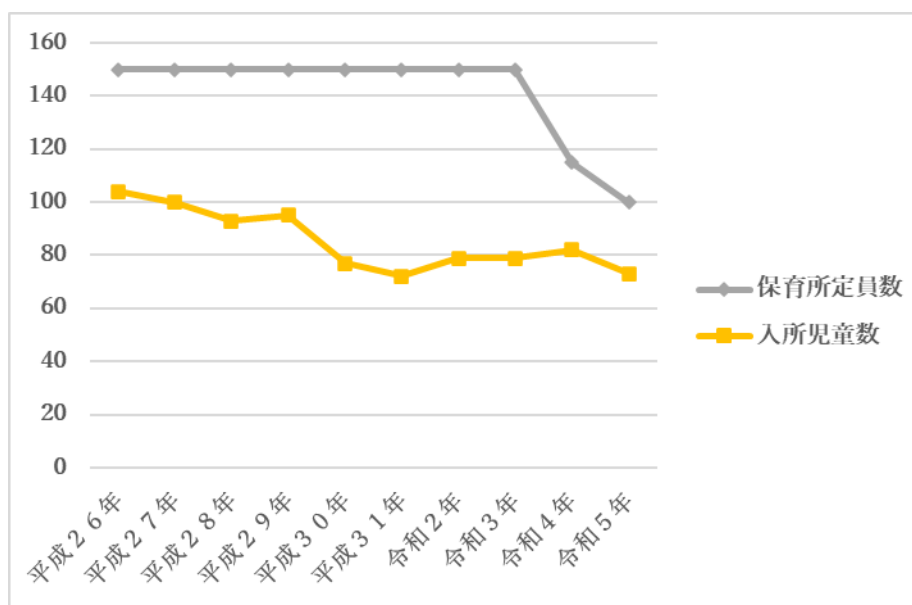
村内には保育所のほか、児童館があり、スキー場、民宿などの観光業に従事する村民のために、地域に即した保育を進めてきました。

今後、少子化社会が進展することが予想され、「子どもを健やかに生み、育てる環境づくり」は重要な課題で、保育所をはじめ児童館などの児童福祉施設が地域における子育て支援の拠点としての役割を果たしていくことが求められています。

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
保 育 所 数 (へき地含む)	3	3	3	3	3	3	3	3	2	1
保育所定員数	150	150	150	150	150	150	150	150	115	100
入所児童数	104	100	93	95	77	72	80	79	82	73
入所率	69.3	66.6	62.0	63.3	51.3	48.0	53.3	52.6	71.3	73.0

資料：保健福祉課「行政報告例：各年10月1日現在」

(保育所定員と入所児童数の推移)



尾瀬じどうかん利用者数

(単位：人)

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
尾瀬じどうかん	1,691	1,633	1,090	1,299	1,350

資料：尾瀬じどうかん

尾瀬放課後児童クラブ利用者数

(単位：人)

区 分	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
尾瀬放課後 児童クラブ	9,300	10,454	10,050	8,367	9,782

資料：尾瀬じどうかん

第3節 学校教育の状況

1. 小学校児童数の状況

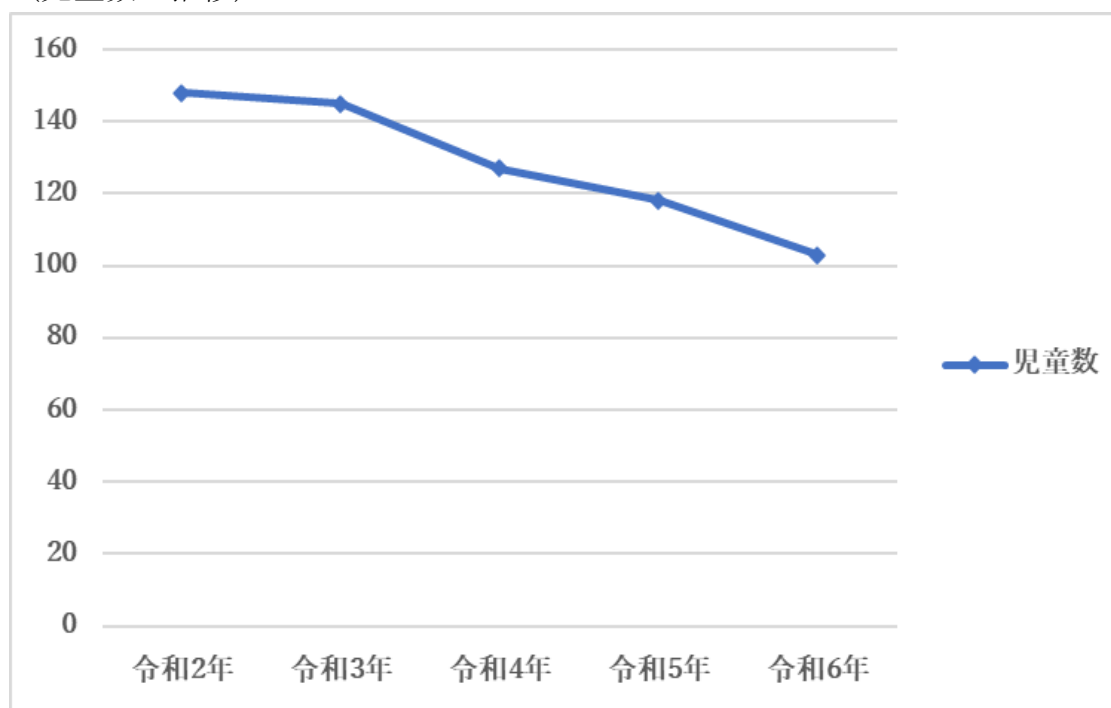
村内小学校は平成28年度から1校となりました。通学児童数は減少傾向を示し、合計で見ると令和2年の148人から令和6年の103人へ45人の減少となっています。

(単位：クラス、人)

小 学 校	令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年		令和 6 年	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
計	8	148	8	145	8	127	8	118	8	103

資料：学校基本調査「各年5月1日現在」

(児童数の推移)



2. 中学校生徒数の推移

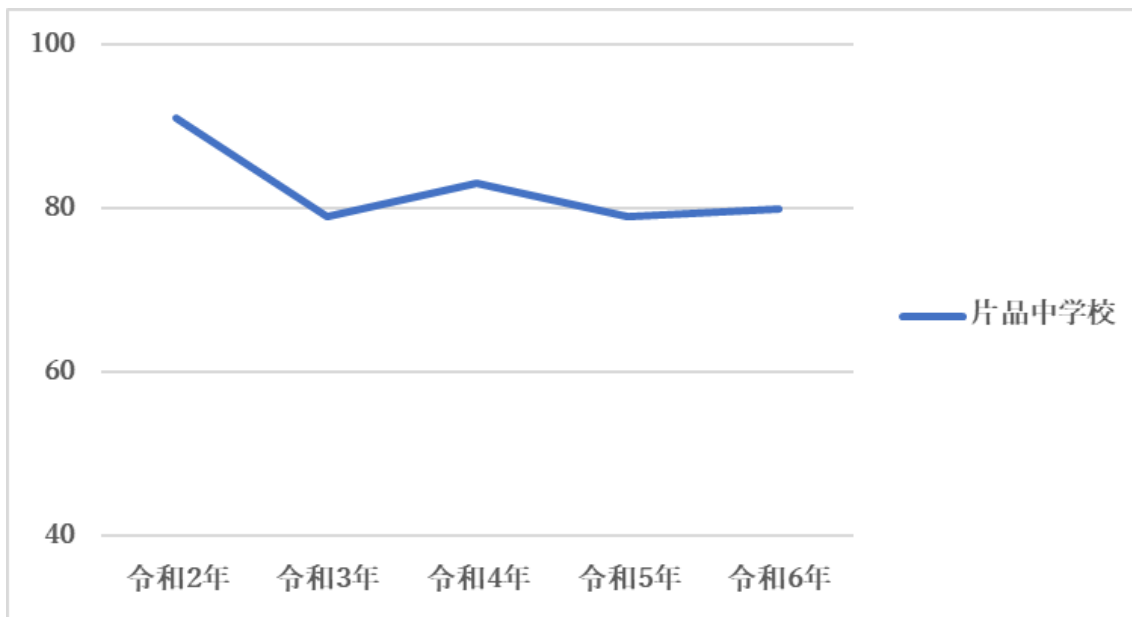
村内の中学校は1校です。中学校の生徒数も減少傾向となっており、令和2年の91人から令和6年の80人へ11人の減少となっています。

(単位：クラス、人)

中 学 校	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
片品中学校	4	91	5	79	5	83	5	79	5	80

資料：学校基本調査「各年5月1日現在」

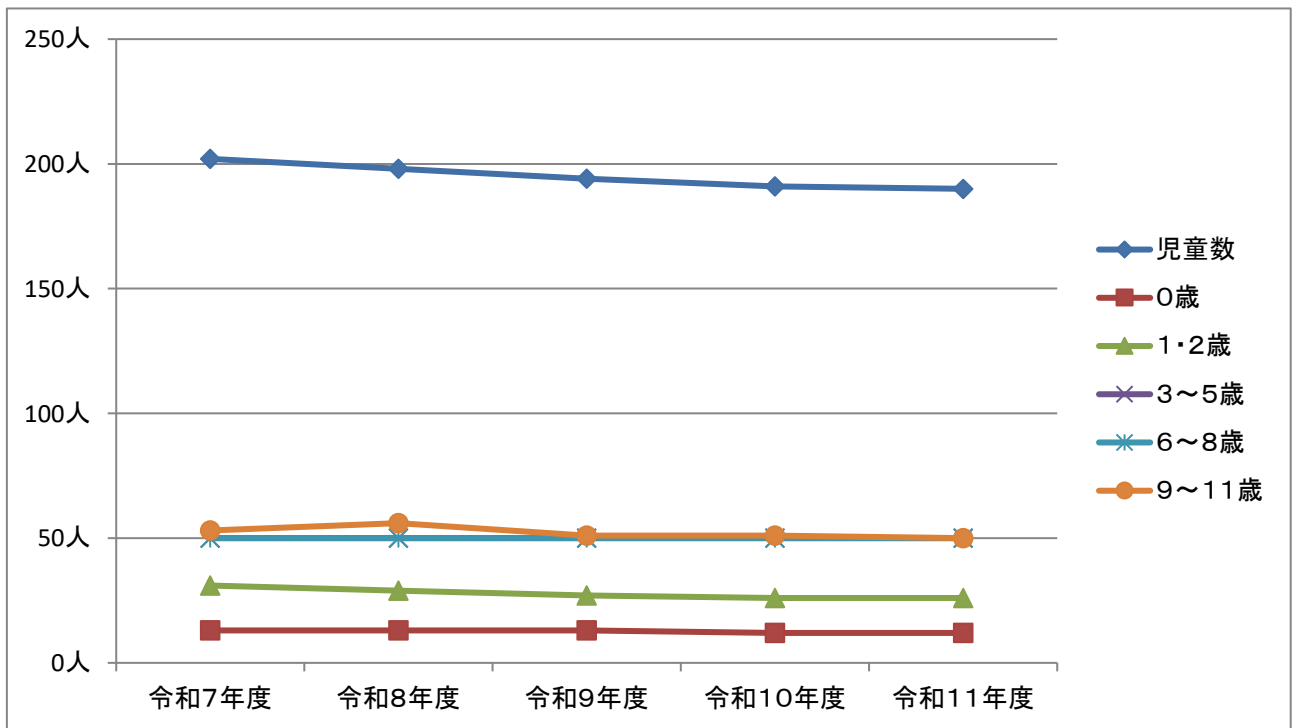
(生徒数の推移)



第4節 今後予想される児童数及び保育必要量

今後予想される児童数については、令和7年度から令和11年度まで年平均10人程度減少していくことが予想されます。

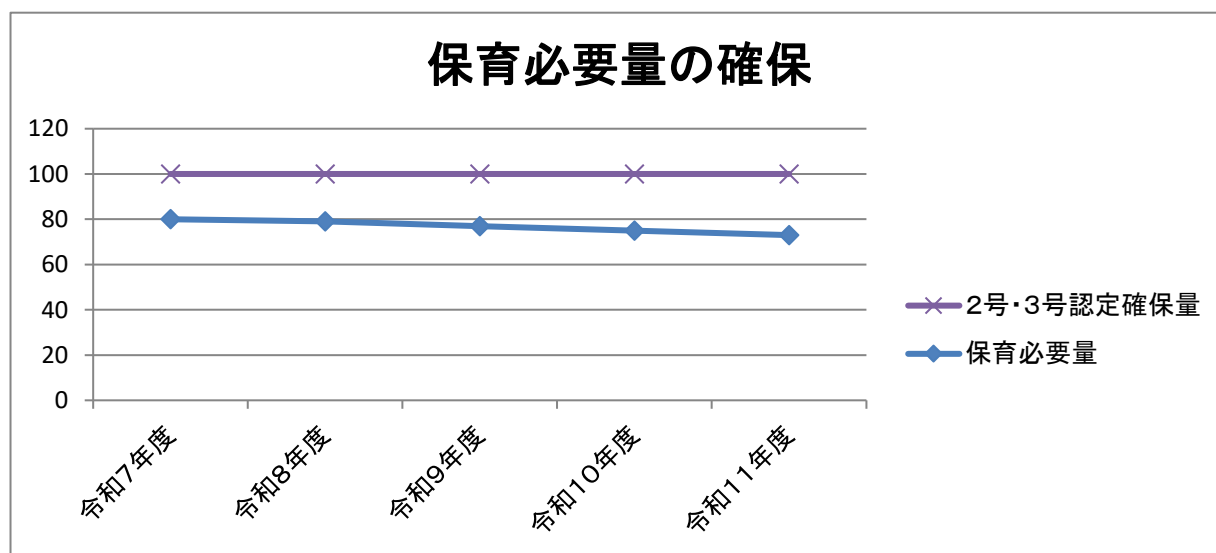
	0歳	1・2歳	3～5歳	6～8歳	9～11歳	合計
令和7年度	13人	31人	50人	53人	55人	202人
令和8年度	13人	29人	50人	56人	50人	198人
令和9年度	13人	27人	50人	51人	53人	194人
令和10年度	12人	26人	50人	51人	52人	191人
令和11年度	12人	26人	50人	50人	52人	190人



今後の人口、保護者の要望等から推計した保育必要量については以下のとおりです。
 村内1カ所ある保育所入所定員の合計は100人であり、保育必要量を十分に満たしています。

1号認定(3歳以上幼稚園) 2号認定(3歳以上保育園) 3号認定(3歳未満保育園)

	保育必要量の見込み						確保方策					
	1号認定	2号認定	3号認定	必要量			保育量	特定教育・保育施設				
					教育ニーズ	その他		1号認定	2号認定	3号認定		
令和7年度	0人	50人	30人	80人	0人	80人	100人	100人	0人	65人	35人	
令和8年度	0人	49人	26人	75人	0人	75人	100人	100人	0人	65人	35人	
令和9年度	0人	48人	25人	73人	0人	73人	100人	100人	0人	65人	35人	
令和10年度	0人	47人	24人	71人	0人	71人	100人	100人	0人	65人	35人	
令和11年度	0人	47人	24人	71人	0人	71人	100人	100人	0人	65人	35人	



第3章 計画の体系

ふるさとを愛する子どもの育成 ～自分、家族、地域を大切に～

第1節 子ども

◎子どもが心も身体もすこやかに育つ

- ① 心豊かで健康な子どもの育成
 - ・子どもの健康の確保
 - ・規則正しい生活習慣が身についている子どもの育成
 - ・食育の推進
 - ・障害児施策の充実
- ② のびのび元気にみんなと遊べる子どもの育成
 - ・虐待予防の推進
 - ・思いやるある子どもの育成
- ③ 自然を大切にできる子どもの育成
 - ・環境教育の充実

第2節 家族

◎恵まれた自然の中でのびのびとゆとりある子育てができる。

- ④ 子育てを楽しめる家族への支援
 - ・次代の親の育成
 - ・子育てサークル等の仲間作りの推進
- ⑤ 安心して子育てと仕事ができる家庭への支援
 - ・仕事と子育ての両立支援のための整備、推進
- ⑥ 話し合い、語り合える家族への支援
 - ・子どもを産み育てることの意義に関する教育、啓発の推進

第3節 地域社会

◎安心して子どもを産み育てられる村

- ⑦ 自然を生かし整備された地域づくり
 - ・安全な道路交通環境の整備
- ⑧ 地域全体で子育てを支える地域
 - ・子どもを犯罪から守るための活動の推進
 - ・世代間交流の推進

第4章 行動計画

第1節 子ども

◎子どもが心も身体もすこやかに育つ

① 心豊かで健康な子どもの育成

・子どもの健康の確保

小児科の医師による乳児検診を実施する。

学童が受診しやすい医療体制の確保に努める。

乳幼児からのう歯予防につとめ、保育所でのフッ素塗布を行う。

各年代での虫歯保有率の低下及び治療の向上に努める。

幼児期の予防接種受診等の確認及び啓発を行う。

障害のおそれのある幼児の早期発見に努める。

・規則正しい生活習慣が身についている子どもの育成

母親が妊婦の時期から、正しい生活リズムの重要性を普及する。

児童に規則正しい食生活及び生活リズムの重要性を指導する。

乳幼児から継続した生活習慣病予防対策を実施していく。

地域住民に規則正しい生活習慣の重要性を普及する。

・食育の推進

子どもが食事の大切さを理解し、楽しく食事ができるよう指導する。

地産地消を目指し、昔から伝わる郷土料理を次世代に伝える。

地域全体で食生活の見直しができるよう支援する。

・障害児施策の充実

障害のレベルに対応した相談等が受けられるよう関係機関と連携を図る。

障害児の療育支援体制づくりを進める。

適切な医療とリハビリが受けられるよう関係機関と連携を図る。

障害をもつ親の会をつうじて相互の情報交換等を支援する。

② のびのび元気にみんなと遊べる子どもの育成

・虐待予防の推進

虐待の発生予防から早期発見、対応、フォロー等一貫した支援を講じる。

福祉、医療、教育、警察、地域が連携し協力していくよう努める。

- ・思いやりのある子どもの育成
 - 人との関わりを大切に出来る子どもを育成する。
 - 相手を思いやることのできる優しさを持った子どもを育成する。
- ③ 自然を大切にできる子どもの育成
 - ・環境教育の充実
 - 片品の自然を愛し、恵まれた自然を大切に思う気持ちを育てる。
 - 片品の自然と共存し、生きていく気持ちを育てる。

第2節 家族

◎恵まれた自然の中でのびのびとゆとりある子育てができる。

- ④ 子育てを楽しめる家族への支援
 - ・次代の親の育成
 - 子どもの心の発達と対応のしかたの教育等の場を提供する。
 - 郷土や仲間を愛する気持ちをもった家族の育成を支援する。
 - 保護者向けの子育施策等のガイドブックを作成する。
 - ・子育てサークル等の仲間作りの推進
 - 子育てサークル等と協力し、母親同士の仲間づくりを推進する。
 - 上記団体等より今必要な支援施策を聞き取り、反映出来るよう努める。
 - 子育ての悩みなど気軽に相談出来るようサポートする。
- ⑤ 安心して子育てと仕事出来る家庭への支援
 - ・仕事と子育ての両立支援のための整備、推進
 - 子育て支援の必要性を地域住民に啓発する。
 - 保育時間の延長により、新たな就労機会等の確保を推進する。
 - 放課後の児童が安心して生活できる場を提供するよう努める。
 - スクールバスの継続的運行を行う。
- ⑥ 話し合い、語り合える家族への支援
 - ・子どもを産み育てることの意義に関する教育、啓発の推進
 - 保育所や学校の行事を通じ家族の絆がより深まるよう推進していく。

第3節 地域社会

◎安心して子どもを産み育てられる村

⑦ 自然を生かし整備された地域づくり

- ・安全な道路交通環境の整備
整備された安全な公園づくりの検討を行う。

⑧ 地域全体で子育てを支える地域

- ・子どもを犯罪から守るための活動の推進
関係機関、地域等と連携して犯罪から守るための啓発活動を行う。
孤立した母と子をつくらない為に母親同士の仲間づくりを推進する。
子育て拠点施設等の設置により母が子連れで集まれる場所を確保する。
- ・世代間交流の推進
郷土料理や昔遊びの伝承など、子どもと年配者が交流する機会を確保する。
地域で行われる様々な行事の活性化を推進する。
地域での子育て支援等について啓発していく。

第4節 子ども・子育て支援施策について

令和6年度に実施したアンケート調査結果を基に、村では、子ども子育て支援新制度を活用し、これらの状況を改善できるよう検討し反映していきます。

①村内保育所の運営体制について

村では、安心して就労することができ、子育て世帯に新たな就労機会等が得られるよう、平成27年度より片品保育所で11時間保育(保育標準時間)、土曜日の1日保育(8時間保育)を実施しています。

また、子育て世帯の様々なニーズに対応するために、令和5年度より一時預かり保育事業を開始しました。

今後の運営についても、情勢、要望等を考慮し柔軟に対応していきます。

○一時預かり事業(幼稚園型を除く) (人日)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

②児童館及び放課後児童クラブの運営体制について

平成28年度に村内の小学校が一つに統合され、新たに放課後の子どもの生活の場を確保するため、尾瀬じどうかんの建設及び、平成29年度から尾瀬放課後児童クラブを運営しています。今後の運営については、開設当初から恒常的に定員の超過が見られているため、運営体制の改善を見直していく必要があります。利用者にとっての利便性を上げるために、地域の情勢や要望等を考慮し、柔軟に対応していきます。

○放課後児童健全育成事業 (人)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	合計	48	47	46	44	43
②確保方策	登録児童数	70	70	70	70	70
過不足(②-①)		-22	-23	-24	-26	-27

③子育て支援拠点事業について

乳幼児並びに保護者が相互の交流を行える場所の確保、子育てについての相談、情報提供、援助を行う場として、片品村では片品保育所、尾瀬じどうかん、子育て世代包括支援センターにて、様々な子育て支援事業を実施しています。未入園児やその親への支援行事は今までどおり実施を継続していきます。

④妊婦等包括相談支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・産後ケア事業について
 現在、子育て世代包括支援センターにて同事業には、すでに実施されていますが、今後についても様々なニーズに柔軟に対応しながら、実施を継続していきます。

○妊婦健診 (人回)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込	240	235	230	225	220

○乳児家庭全戸訪問事業 (人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込	18	18	17	17	16

○妊婦等包括相談支援事業 (回)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	60	54	54	48	48
②確保方策	60	54	54	48	48
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

○産後ケア事業 (人日)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	4	6	9	12	12
②確保方策	4	6	9	12	12
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

⑤子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）について
 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの「援助を受けたい者」と当該「援助を行いたい者」との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業ですが、令和6年度より、沼田市と協定を結び、片品村民は、沼田市ファミリーサポートセンターの子育て相互援助を利用することができるようになりました。しかし、今現在村内で「援助を行いたい者」が見つかっていないため、「援助を受けたい者」の利用は難しい状況です。今後は、「援助を行いたい者」の募集を強化し、事業の拡大を実施していきます。

⑥病児・病後児保育事業について
 病院、保育所等に設置された専用スペース等において、病中又は病後で登園、登校するまで回復していない子どもを一時的に保育する事業ですが、ニーズ量も高くないことから、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応します。

⑦乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付ですが、ニーズ量も高くないことから、今後の情勢、要望等を考慮し柔軟に対応します。

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） (人日)

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	0歳児	0	10	10	10	10
	1歳児	0	10	10	10	10
	2歳児	0	0	0	0	0
②確保方策	0歳児	0	10	10	10	10
	1歳児	0	10	10	10	10
	2歳児	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

⑧こども家庭センターについて

子育て支援に関して包括的な業務を行う場として、令和2年度より「子育て世代包括支援センター」を開設しており、児童虐待の予防・対応等を担う「子ども家庭総合支援拠点」の機能も含め運営しています。

今後は、子ども家庭センターを設置し、より一層の母子保健・児童福祉の連携強化を図ってまいります。また、子ども家庭センターの設置とともに、子育て世帯訪問支援事業も今後の情勢、要望を考慮し柔軟に対応していきます。

○利用者支援事業(こども家庭センター型)

(か所)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①量の見込	0	1	1	1	1
②確保方策	0	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

第5章 計画の推進と見直し

1. 庁内における推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながらその後の対策を実施していく必要があります。

2. 村民参加による計画の推進

この計画を推進するうえでは、村民の理解と参加が不可欠です。

この計画の実施状況等に係る情報をホームページ等により周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、子ども・子育てに関し相互に協力できるよう体制の整備を図ります。

3. 子ども・子育て会議の設置

「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定に基づき「片品村子ども・子育て会議」を設置しました。

この会議において、すべての子どもと子育て家庭への支援に関する施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施するよう提言します。

また、計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることとします。